

西宮市スポーツ推進委員公募委員選考に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市スポーツ推進委員「以下「委員」という。」を公募するにあたり、その選考に関して必要な事項を定めるものとする。

(公募する委員数)

第2条 公募制の対象とする委員（以下「公募委員候補者」という。）は若干名とする。

(公募の方法)

第3条 公募にあたっては、次の各号に掲げる事項を記載した募集要項を定めるものとし、委嘱予定日の概ね2ヶ月前までに市政ニュース及び西宮市ホームページ等にその概要を掲載してこれを行うものとする。

- (1) 概要及び募集趣旨
- (2) 応募資格
- (3) 小論文のテーマ
- (4) 公募人数
- (5) 会議開催の見込み回数、時間及び報酬等
- (6) 任期
- (7) 応募方法
- (8) 公募期間
- (9) 選考方法および結果発表
- (10) 問合せ先
- (11) その他必要と認める事項

(応募資格)

第4条 公募委員候補者に応募することができる者は、委嘱予定日において次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 本市に住所を有するもの
- (2) 委嘱日現在の年齢が満20歳以上70歳未満のもの
- (3) 各種研修および事業に参加可能なもの
- (4) 西宮市スポーツ推進委員規則第2条に定める職務を担えるもの

(応募方法)

第5条 応募者は、別に定める西宮市スポーツ推進委員公募委員申込書（別紙様式）及び800字以内の小論文を作成し、提出しなければならない。

- 2 応募者は前項に掲げる書類を公募期間の末日までに持参又は郵送（当日消印有効）若しくはEメールにより提出しなければならない。

（選考委員会の設置）

第6条 公募委員候補者の選考を適正に行うため、西宮市スポーツ推進委員公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（選考委員会の組織）

第7条 選考委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は文化スポーツ部長とし、副委員長は文化スポーツ課長をもって充てる。
- 3 選考委員会は、必要があると認めるときは、他の者を臨時の委員とすることができる。選考委員会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

（選考委員会の招集）

第8条 選考委員会は委員長が召集する。

（選考委員会の審査）

第9条 委員長は選考委員会を主宰する。

- 2 選考委員会は参集して開催するほか、必要に応じて電磁的方法（Web会議、テレビ会議）によることができる。
- 3 やむを得ない事由により、会議を開くことができない場合においては、書面または電子メール等の電磁的記録を構成員に送付し、その意見および採点結果を徴し、その結果をもって会議に代えることができる。
- 4 公募委員候補者の選考は、書類選考及び面接による選考により行うものとする。
 - (1) 一次選考 応募者から提出された応募申込書及び小論文により、全応募者について審査する。
 - (2) 二次選考 選考委員会が必要と判断した場合、書類選考の結果において合格と認められる者について面接を行うことができる。面接は、選考委員会が、該当者に対して日時と場所を通知して行うものとする。
- 5 前項に掲げる選考にあたっては、別表2に定める評価項目及び採点基準により点数順位をつける方法により行うものとする。
- 6 各選考においては、概ね配点の60%以上の得点のあった申込者を合格とする。

(選考の決定)

第10条 選考委員会は、前条までの選考の結果、点数順位が高い者の中から、公募委員候補者として決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、優秀と認められる者を選考できなかった場合は、公募委員候補者を決定しないことができる。

(公募による選考ができなかったとき等の取扱い)

第11条 選考委員会委員長は、応募者がなかったとき又は、応募者が公募をする人数に満たなかったとき若しくは応募者があったが公募委員候補者の決定ができなかったときは、公募委員候補者の決定ができなかった人数について公募制によらないで委嘱を行うことができる。

2 選考委員会委員長は、選考委員会が決定した公募委員候補者が委嘱の日までの間において辞退を申し出たとき又は応募資格を失ったときは、点数順位が次点の者を公募委員候補者とすることができる。

(選考結果の通知)

第12条 選考結果は市長より文書にて通知をする。

2 選考結果として、採用の可否について通知をする。

3 申込書及び小論文は返却しない。

(庶務)

第13条 選考委員会の庶務は、文化スポーツ課で行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、西宮市スポーツ推進委員の公募に関して必要な事項は、選考委員会委員長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和 2年 9月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表1

委員長	文化スポーツ部長
副委員長	文化スポーツ課長
委員	文化スポーツ課係長（スポーツ推進委員所管）

別表2

1 評価項目

書類選考・面接選考 配点45点(3項目×3人×5点)

1	市民活動の経験など地域のことに関する問題意識及び関心度、西宮市におけるスポーツの推進についての関心度
2	委員として活動するにあたっての適性（目的意識、良識、知識、協調性、表現力等）
3	十分な活動ができるか。実際に出席が可能であるか（熱意・積極性）

2 採点基準

ア	優れている	5点
イ	やや優れている	4点
ウ	普通	3点
エ	やや劣る	2点
オ	劣る	1点